〇工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

平成 1 3 年 3 月 3 0 日 国営第148号 国営第95号 平成26年 8月25日 国営第251号 国営第51号 最終改正 令和 5年12月27日 閨欝376号 閨講134号

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 から 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

あて

工事現場における施工体制の点検要領については、「工事現場における適正な施工体制 の確保等について」(平成13年3月30日付け国営管第147号、国営計第94号)におい て通知したところであるが、点検要領のうちの「現場における施工体制の把握」について は、下記により運用されたい。

記

- 1. 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙-1「施工体制の把握 に関する点検内容と対応方法」及び別紙-2「一括下請負に関する点検要領」による
- 2. 施工体制の把握結果の整理は、別紙-3「工事現場における施工体制の把握表」を参 考とすること。
- 3. 主任監督員は施工体制の把握結果を、技術検査時に技術検査官に提示すること。
- 4. 別紙-2による一括下請負の判定は当面、総括監督員、主任監督員等の合議により行 うこと。
- 5. 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入するこ ととなっていることの周知を図ること。